

随意契約（相手方指定）調書

件名	賃貸借契約（庁有車 ミニキャブ・ミーブ9026）	5200522
工（納）期	令和 6年 9月30日	
契約締結日	令和 4年 8月26日	
契約金額	876,480円（消費税込み）	

契約相手方	三菱HCキャピタルオートリース（株）公共営業部 (法人番号：9010401023623)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	賃貸借契約（庁有車 ミニキャブ・ミーブ9026）
指名業者 （案）	名称 三菱HCキャピタルオートリース（株）公共営業部 所在地 東京都港区西新橋1丁目3番1号 代表者 部長 芳賀 洋一郎
特命理由	<p>本件は、令和4年9月30日にリース期間満了を迎える庁有車について、車両状態が良好なため再リース契約を締結するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課において検討したところ、 本件は、リース期間満了後の再リース契約であるため、現行の賃貸借契約の相手方である上記業者以外は、契約締結が不可能である。</p> <p>上記業者は、現行の賃貸借契約において、自動車の保守等についても適切に行っており、履行状況は良好である。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）